商品概要説明書

相続定期貯金「思い出」

（スーパー定期貯金＜単利型＞１年もの）

（令和８年３月２日現在）

商 品 名	・相続定期貯金「思い出」（単利型）
ご利用いただける方	・金融機関（当ＪＡ以外の金融機関を含む）での相続手続き完了後２年以内に、相続により取得した資金をお預け入れいただける個人の方。 ※お預け入れの際には、相続資金であることを確認できる書類（遺産分割協議書・相続手続きを行った際の相続依頼書・解約済みの預貯金通帳等）のご提示をお願いします。
期　間	・定型方式　１年 ・自動継続（元金継続または元利金継続） ※自動継続後はスーパー定期貯金＜単利型＞としてお預かりします。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・一括預入、証書式 ・100 万円以上 1,000 万円未満（お受け取りになった相続資金の範囲内） ・１円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税　　金 （５）金利情報の入手方法	 ・預入時のスーパー定期貯金１年ものの店頭表示金利に年 0.20％を上乗せした利率を初回満期日まで適用します。 ・自動継続後は、自動継続時のスーパー定期貯金１年ものの店頭表示金利を当該満期日まで適用します。（自動継続後は、年 0.20％の上乗せは適用しません。） ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を１円として１年を 365 日とする日割計算をします。 ・20.315％（国税 15.315％、地方税５％）※の分離課税となります。 ※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
手 数 料	―
付加できる特約事項	・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・この貯金は、原則、満期日前の解約ができません。 ・やむを得ず満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ①　６か月未満　　解約日における普通貯金利率 ②　６か月以上１年未満　　約定利率×50％ ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置　本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店または金融事業部(電話：０２５９－２７－５１８７)にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置　外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融事業部部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 新潟県弁護士会（電話：０２５－２２２－５５３３） そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便

	利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる事項	・取扱期間は令和８年３月２日（月）から令和９年２月 26 日（金）までとさせていただきます。 ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・金利情勢の大幅な変動等により、お取扱いを中止する場合があります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。　　ＪＡ佐渡